

規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針 解釈・運用の手引

(趣旨)

第1条 この指針は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定に基づき、本市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、規則等を定める際の意見公募手続等に関し、局等（大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織、大阪市委務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織、会計室、消防局、危機管理監の内部組織及び区役所をいう。以下同じ。）において準拠すべき事項を定めるものとする。

※ 本指針の対象

本指針の対象は、本条記載の所属に限られ、市会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、固定資産評価審査委員会、水道局に関しては、本指針の対象外になります。

※ 「規則等を定める際」について

新たに規則等を制定する場合のみならず、現行の規則等を改正する場合や、廃止する場合も含まれます。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。
- (2) 条例等 本市の条例及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による規則（以下「規則」という。）をいう。
- (3) 規則等 規則及び市長が定める次に掲げるものをいう。
 - ア 処分の要件を定める告示（以下単に「告示」という。）
 - イ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
 - ウ 処分基準（不利益処分（法令に基づくものを含む。以下このウにおいて同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
 - エ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

※ 第3号イ、ウ及びエの該当性判断について

告示、通達、通知等制定形式を問わないこととします。

(適用除外)

第3条 次に掲げる規則等を定める行為については、第5条から第11条までの規定は、適用しないものとする。

- (1) 規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示
- (2) 法令又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示
- (3) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの
- (4) 本市職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等
- (5) 本市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等
- (6) 本市職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償について定める規則等
- (7) 本市の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の本市の契約の相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに本市の財産及び物品の管理について定める規則等（本市が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であつて、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- (8) 第4号から前号までに掲げるもののほか、市民の権利、利益又は義務に直接影響を及ぼさない事項に関する規則等

※ 各号の該当性判断について

規則等の案について全体を包括的にではなく、個別の規定ごとに検討し判断する必要があります。

なお、各号のいずれかに該当する場合であっても、任意で意見公募手続を実施することを妨げるものではありません。また、第5条第4項（意見公募手続の実施義務の解除）を参照してください。

※ 第1号の趣旨

規則又は告示を定める行為そのものが、その適用を受ける対象者に法律、条例等を当てはめることにより個人的かつ具体的な法律関係や権利義務に直接影響を及ぼす場合が該当します。

これについては、不特定多数の者に適用することを予定したルールを定めるものではないことから、意見公募になじまないため、適用除外とするものです。

※ 第2号の趣旨

規則又は告示を定める行為そのものが、法律、条例等の執行としての性格を持ち、不特定多数の者に適用することを予定したルールを定めるものではないことから、意見公募になじまないため、適用除外とするものです。

したがって、不特定多数の者への適用を予定しているものについては、この号に該当せず、意見公募手続を実施する必要があります。

※ 第3号の該当例

取締役等の必要から公表することが適当でない場合等が該当します。

※ 第4号から第8号までの趣旨

その内容及び性質から市民の権利、利益又は義務に直接影響を及ぼさない事項に関する規則等については、意見公募手続の必要性が小さいため、適用除外とするものです。

※ 第4号の趣旨及び該当例

「職員の勤務時間等に関する規則」のように、本市職員の勤務条件を定める規則等については、市民（本市職員も市民であり得る）の権利、利益又は義務に関するものであるが、本市職員という特殊な関係の者のみに適用される等意見公募手続を義務付ける必要性は乏しいため、適用除外とするものです。

※ 第5号の趣旨及び該当例

「大阪市事務分掌規則」のように、内部組織やその職務等を定める規則等については、市民の権利、利益又は義務に直接影響を及ぼさないため、適用除外とするものです。

※ 第6号の趣旨及び該当例

「大阪市職員研修規則」のように、本市職員に対する研修の目的や実施方法などの、本市職員に関する内部事項を定める規則等については、市民の権利、利益又は義務に直接影響を及ぼさないため、適用除外とするものです。

※ 第7号の趣旨及び該当例

「大阪市会計規則」のように、財務会計事務ルール等を定める規則等については、市民の権利、利益又は義務に直接影響を及ぼさないため、適用除外とするものです。

※ 第8号の趣旨及び該当例

第4号から第7号までのほか、市民をはじめとする関係者の権利、利益又は義務に直接関わらない内部的事項に関する規則等を適用除外とする旨を明らかにしています。

なお、各種の要綱やガイドラインには、当該要綱等の中で、内部処理手順だけでなく、審査基準を定めており、それらが混在している場合があります。この内、内部処理手順のみについて規定する部分を改正する場合は該当します。

他に、申請書への押印を不要とするような形式面のみを変更したりするような改正が該当します。

（規則等を定める場合の一般原則）

第4条 局等の長（危機管理監の内部組織にあつては、危機管理監。以下同じ。）は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令及び条例等の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 局等の長は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

※ 本条の趣旨

規則等を定める際は、法令や条例等の委任の範囲を逸脱していないか、法令や条例等の趣旨を逸脱していないかを確認すべきとの一般原則を定めるとともに、その後の社会情勢等の変化に対応して、その内容について適宜確認すべきとの努力義務を定めるものです。

（意見公募手続）

第5条 局等の長は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めるものとする。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上とする。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しないものとする。

(1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき

(2) 納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に際し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき

- (3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき
- (4) 法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定についての規則等を定めようとするとき
- (5) 法律又は条例の規定により、法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下単に「附属機関」という。）の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例若しくは条例に基づく規則の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される附属機関において審議を行うこととされているものとして規則等を定めようとするとき
- (6) 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき
- (6 の 2) 過去に意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき
- (7) 法令又は条例の規定に基づき法令又は条例の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき
- (8) 規則等を定める根拠となる法令又は条例の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき
- (9) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき
 - ア 他の法令又は条例の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

※ 第 1 項の「当該規則等の案」の具体例

制定する規則等そのものや新旧対照表等内容が具体的かつ明確にわかるものを指します。

※ 第 1 項の「これに関連する資料」の具体例

- ・ 趣旨・目的・背景・経緯に関する資料
- ・ 要約など内容をわかりやすく説明する資料
- ・ 関係制度の概要、関連法令及び条例等の参照条文、市の方針
- ・ 影響の程度や範囲が示された資料
- ・ 代替案との比較結果
- ・ 立案に際しての調査結果や審議会答申
- ・ 同時に改正される他の制度等の概要

※ 第 1 項の「広く一般」について

意見を求める対象者については、市民であるか否か、市内に在住、在勤、在学しているか否かなどを問うことなく、また法人や外国人も含まれることとします。

※ 第2項の趣旨

公示する規則等の案は、本市の考え方が明確に示されたものであって、かつ、一般私人にとって理解が容易なものである必要があることを明らかにするものです。

※ 第3項の「30日以上」について

休日を含むこととします。

なお、意見提出期間にゴールデンウィーク、年末年始等長期の休日が含まれる場合など、30日を超える期間を設定することが適当な場合もあります。

※ 第4項の趣旨

第3条各号に定める適用除外事項には該当しないものの、意見公募手続の必要性又は合理性が認められない場合に、意見公募手続の実施義務を解除するものです。

なお、第9条第5項（公示）を参照してください。

※ 第4項第1号の該当例

- ・ 災害時等緊急に対応する必要がある場合
- ・ 時々刻々に変わる市場動向に対応した措置が必要な場合
- ・ 法律又は条例が特定の日までに規則等を定めることを求めている場合

なお、意見提出期間を短縮して実施することが可能な場合は、第6条第1項に基づき、期間短縮の上意見公募手続を実施することとし、短縮して実施する暇もない場合や、短縮した期間では市民が意見を提出するために十分な検討をすることができない場合に本号が適用されることとなります。

※ 第4項第2号から第6号までの趣旨

意見公募手続の実施が他の手続と重複することとなるため、その義務を解除するものです。

※ 第4項第2号の該当例

法律、条例の制定又は改正により、税、社会保険料、納付金、分担金、使用料、手数料等の納付すべき金銭を定める場合における、当該金額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法などを定める規則等が該当します。

※ 第4項第3号の該当例

予算に基づき補助金、貸付金等の金銭を給付しようとする場合における、当該金額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法などを定める規則等が該当します。

※ 第4項第4号の趣旨及び該当例

公の施設について、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の選定基準等が該当します。指定管理者は、議会の議決を経て指定されるものであり、選定委員会による指定管理予定者の選定は、最終的な決定ではないことから、募集要項における選定基準等について、意見公募手続の実施義務を解除しています。

※ 第4項第5号の趣旨及び該当例

相反する利害の調整を目的とする附属機関で、利害関係者や公益代表者が参加して審議され、その答申を受けて規則等を定めることが法律又は条例により定められている規則等については、当該答申を尊重する必要がある、加えて意見公募手続を実施する必要性は認められないことから、意見公募手続の実施義務を解除しています。

※ 第4項第6号の趣旨及び該当例

例えば、大阪府が府下の統一基準（直接大阪市に適用されないことが前提）を定めるべく意見公募手続を実施した場合は、大阪市民も大阪府民として意見を述べるのが可能であり、あらためて大阪市において意見公募手続を実施する必要性は認められないことから、意見公募手続の実施義務を解除しています。

なお、本号を適用する場合、「実質的に同一」との要件を満たす必要がある、前提となる条件が同一かどうか、規則等の内容が同一かどうかを検討する必要があります。

※ 第4項第6号の2の趣旨及び該当例

例えば、国の補助金を基に行われる給付事業等で、補助金の給付に期間制限が設けられていることがあります。そういった状況下で、規則等において当該期間制限について定めたうえで、意見公募手続を実施したものについて、国による補助期間が延長されることに伴い、本市でも規則等を改正して給付期間延長を行う場合が本号に該当します。この場合、規則等を定める際には原則意見公募手続が必要となりますが、補助金を給付する前提となる社会状況等に変化がないのであれば、期間延長にあたってあらためて意見公募手続を実施する必要性や合理性は認められないことから、意見公募手続の実施義務を解除しています。

なお、前号と同様に、「実質的に同一」との要件を満たす必要がある、給付内容が変わらなくても、給付目的が変わったなど、補助金を給付する前提条件に変更があった場合には、改めて意見公募手続の実施が必要となります。

※ 第4項第7号の趣旨

技術的読替えは、法令又は条例の適用又は準用に当たり当然に必要なとされるものであって、意思決定において裁量が働く余地がないので、意見公募手続の実施義務を解除しています。

※ 第4項第8号の趣旨

規則等を定める根拠となる法令又は条例の規定が削除された場合、それに伴い根拠を失うこととなる当該規則等は当然に廃止されることとなるが、こうした場合に、意見公募手続を実施する必要性は認められないことから、意見公募手続の実施義務を解除しています。

※ 第4項第9号の趣旨及び該当例

軽微な変更を内容とする規則等については、意見公募手続を実施する必要性は認められないことから、意見公募手続の実施義務を解除しています。

なお、本号のアについては、規定の整理をしなければ規則等の適用に必然的に支障を来す場合を指すものであり、法改正等をきっかけとして、裁量判断により改正を行う場合等は該当しません。

(意見公募手続の特例)

第6条 局等の長は、規則等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができるものとする。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにするものとする。

2 局等の長は、附属機関の議を経て規則等を定めようとする場合（前条第4項第5号に該当する場合を除く。）において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しないものとする。

※ 第1項の「やむを得ない理由」について

事務の遅延等内部的な都合については、該当しません。

※ 第1項の「30日を下回る意見提出期間」について

できるだけ長期間の意見提出期間を定めることとします。

※ 第1項の「その理由」について

例えば、「早急に定める必要があるため」では不十分で、早急に定めなければならない必要性を具体的に示す必要があります。

※ 第2項の「意見公募手続に準じた手続」について

次の点がいずれも満たされていることが必要です。

- ・ 意見公募手続について求められる内容と同等以上の案及び関連資料を公表している。
- ・ 原則として30日以上意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めている。
- ・ 第9条に定める意見公募手続の結果の公示方法等と同様に結果を公表している。

(意見公募手続の周知等)

第7条 局等の長は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

※ 意見公募要領の公示について

意見公募時には、当該規則等の案及びこれに関連する資料と併せて、次の事項を記載した意見公募要領を公示してください。

- ・ 意見公募の趣旨・目的・背景
- ・ 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法
- ・ 意見公募期間（意見募集開始日及び終了日）及び意見提出先・提出方法

(提出意見の考慮)

第8条 局等の長は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該局等の長に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮するものとする。

※ 考慮期間の確保について

規則等を定める時期については、意見提出期間の終了後、提出意見を十分に考慮するための期間を確保する必要があります。

※ 提出意見の取扱いについて

規則等に提出意見の内容を必ず反映しなければならないものではありませんが、提出意見に対する判断は、合理的なものである必要があります。

なお、意見公募手続は、規則等を定めるに当たり、市民の提出意見からも判断材料を得ようとするものですので、意見の多寡ではなく、その内容を考慮すべきです。

(結果の公示等)

第9条 局等の長は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 規則等の題名
- (2) 規則等の案の公示の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由

2 局等の長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができるものとする。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

- 3 局等の長は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができるものとする。
- 4 局等の長は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかった場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示するものとする。
- 5 局等の長は、第5条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示するものとする。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限るものとする。

(1) 規則等の題名及び趣旨

(2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

※ 第1項の「当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）」について

規則については、原則として公布が必要ですが（大阪市公告式条例第4条が準用する第1条）、審査基準等については公布が必要とはされないことから、括弧内において、「公にする行為」とするものです。

※ 第1項の「同時期」について

公布と同時か、合理性の認められる範囲内でその前後という意味であり、必ずしも、規則等を定めるのと同時である必要はなく、多少の時間的なずれは許容されます。なお、許容される時間的なずれの幅は一律に決せられるものではなく、提出意見の多寡やその内容等個別具体的な事情を踏まえて、公示内容を作成・整理し終えるまでの作業期間として合理的な説明のできる範囲とします。

※ 第2項の趣旨

意見公募に対して数多くの意見が提出された場合など、すべての提出意見をそのまま公示したのでは、かえって市民にわかりにくくなる場合があるため、提出意見を整理又は要約したものを公示することができることとします。ただし、恣意的な整理又は要約を防止するため、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を公表しなければならないこととします。

※ 第3項の趣旨

提出意見の中には、第三者の利益を害するおそれがあるものや、公序良俗に反するものなど、公示し又は公にすることがふさわしくないと考えられる場合も想定さ

れることから、これらのように正当な理由があるときに限り、提出意見の中の当該箇所を除いたうえで、これを公示し又は公にすることができることとしたものです。

※ 第5項の趣旨

第5条第4項各号に定める意見公募手続の適用除外規定の恣意的な運用を排し、市民に対する説明責任を果たすため、意見公募手続を実施しない理由等を公示することとしたものです。

なお、規則等それ自体から、意見公募手続を実施しなかった理由を了知し得る場合は、この限りではありません。

(準用)

第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めなかった場合について準用する。この場合において、第8条中「当該局等の長」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「附属機関が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示等の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公示（次項において単に「公示」という。）は、当該局等における窓口及び市民情報プラザでの閲覧又は配布並びにインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

2 前項に規定する方法のほか、必要に応じ、市の広報紙への掲載その他適当であると認める方法により、公示に係る事項の全部又は一部を公表するよう努めるものとする。

※ 市民情報プラザにおける配架手続について

意見公募手続開始日の1週間前までに、様式1による依頼文を添付して、意見公募手続に関するものであること及び問い合わせ先を明示したファイルに、規則等の案及び関連資料を綴り、1部市民情報プラザに送付してください。

なお、すべての公表資料をファイルに綴っていない場合は、すべての資料を入手する方法を明記しておいてください。

また、市民配布用冊子等の配架を希望する場合は、送付部数等について、事前に総務局行政部行政課（情報公開グループ）に協議してください。

(総務局長との協議及び報告等)

第12条 局等の長は、その所管に係る規則等を定めるに当たり、第3条及び第5条第4項各号並びに第6条第2項のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない場合は、事前に総務局長と協議を行うものとする。

2 局等の長は、その所管に係る規則等を定めるに当たり、意見公募手続を実施する場合は、あらかじめその旨を総務局長に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、総務局長は、必要があると認めるときは、局等の長に対し、その所管する規則等に係る意見公募手続に関し、報告を求め、又は意見を述べるができるものとする。

※ 第1項の協議に際しての提出資料の様式について
様式2のとおりとします。

※ 第2項の報告様式等について
様式は、様式3のとおりとします。

(施行の細則)

第13条 この指針の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規則等を定める行為については、第5条から第12条までの規定は、適用しない。

(1) 公布の日が平成19年9月27日(以下「基準日」という。)以前である規則

(2) 告示の日が基準日以前である告示

(3) 制定又は廃止の日が基準日以前である審査基準、処分基準及び行政指導指針

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年2月1日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

総務局長 様

〇 〇 局 長

意見公募手続に係る資料の配架について（依頼）

標題について、市民情報プラザへの配架を次のとおり依頼します。

記

1 実施案件名

2 送付部数

1 部（市民情報プラザでの閲覧用配架のみの場合）

- * 冊子・コピー等、市民配付用資料の配架をあわせて依頼する場合は、事前に総務局行政部行政課（情報公開グループ）に相談したうえで、送付部数を決定すること

3 配架開始日 年 月 日

4 担 当 〇〇部〇〇課（担当）（担当者：〇〇 電話： ）

※ 提出先について

本様式の提出先は、総務局行政部行政課（情報公開グループ）になります。

令和 年 月 日

総務局長 様

〇 〇 局 長

意見公募手続の適用除外に係る事前協議について

標題について、次のとおり事前協議を行います。

記

1 案件名

2 案件の概要

3 適用除外とする根拠

- * 根拠条文とそれに該当する客観的な事情をできるだけ具体的に記入すること

4 〇〇局ホームページ

アップ予定日 年 月 日

アドレス : <http://www.city.osaka.jp/>

- * 指針第 5 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、公布と同時期に案件の題名及び趣旨、意見公募手続を実施しなかった旨及び理由を公示すること

5 担 当 〇〇部〇〇担当 (担当者: 〇〇 電話:)

※ 複数の規則等をあわせて定める場合について
規則等が複数であっても、本様式は複数提出する必要はありません。
その場合、「1 案件名」は、「〇〇規則及び〇〇要綱の一部改正について」のように記載してください。「2 案件の概要」及び「3 適用除外とする根拠」は、規則等ごとに番号を振る等、どの規則等についてかわかるように記載してください。

令和 年 月 日

総務局長 様

〇 〇 局 長

意見公募手続の実施予定について（報告）

標題について、次のとおり報告します。

記

1 実施案件名

2 実施案件の概要

3 意見等受付期間

(1) 案等の公表日 年 月 日から

(2) 意見等受付終了日 年 月 日

4 公表資料の入手方法

(1) 担当窓口

(2) 市民情報プラザ

(3) 〇〇局ホームページ（アップ予定日 年 月 日）

（アドレス：<http://www.city.osaka.jp/>）

(4) その他（ ）

5 意見等提出方法

(1) 郵送 (2) F A X (3) 電子メール

(4) その他（ ）

6 実施結果公表予定 年 月

7 担 当 〇〇部〇〇課（担当）（担当者：〇〇 電話： ）

※ 公表資料及び意見等提出要領を一部添付すること。